

平成29年度若手会員活動（組織化）推進事業実施要綱

1 趣旨

最近、若手委員会や壮年部といった若手会員による組織が設置されていますが、若手リーダーが活動する場が確保されることにより、組織の活性化や若手高齢者の加入促進にもつながります。

そこで、若手会員の活動や組織化に向けた活動を推進し、組織の活性化と若手会員の加入促進を図ります。

2 実施主体

市町村老人（高齢者）クラブ連合会（以下「市町村老連」といいます。）

3 実施期間

平成29年4月～平成30年3月

4 実施内容

（1）組織化に向けた活動

市町村老連は、連合会、支部（地区）又は単位クラブに若手委員会を若手委員会等を設置するため、会議、学習会を開催します。

（2）準備会、設立総会等の開催

準備会、設立総会等を開催します。

（3）若手委員会等の活動

連合会、支部（地区）又は単位クラブごとに活動します。

5 事業推進費

（1）助成額は、1市町村老連10,000円とします。

（2）対象経費は、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信費、会場使用料等とします。

6 実施計画書及び実施報告書の提出

市町村老連会長は、指定された期日までに必要書類を添えて、別紙実施計画書及び実施報告書を長野県老人クラブ連合会会長に提出します。